

アラクロールに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和8年3月4日～令和8年4月2日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2通
4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>【意見1】 突然、内閣府食品安全委員会事務局評価第一課農薬評価室内「アラクロールの食品健康影響評価」意見募集担当様宛てに「アラクロールに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）」について意見を拝送することをお許しください。 早速、アラクロールの農薬の評価書拝見しマウス他の健康が悪くなっているのを憲法第21条と第25条の規定により日本でのアラクロールの使用、販売、生産、輸出入を禁止して、アラクロールではない日本の内外にある全ての農薬と無農薬を実験動物のマウス、猿、線虫、ヤギの平均寿命まで体内に入れたり、体表に吹きかけた場合発がん性があるか、他に実験動物の健康に悪影響の有無を調べて人の健康に悪影響がない安全なものを使用、生産、販売、輸出入できるように、調査の内容と結果をコンビニ、スーパー等でも知ることができるように累進課税の強化と不公平税制の是正して、物価上昇率がプラスにならない深刻なデフレにならないようにしながら、原価0円で生活保護費以上の地域商品券発行してゆりかごから墓場に入るまで国内外の人に迷惑かけないように自給自足してサービスに使える地域商品券を発行して支給等してほしい。</p>	<p>【回答1】 本剤の評価においては、腺胃、鼻腔及び甲状腺腫瘍の発生頻度の増加が確認されましたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えました。 また、本剤の評価においては、各試験で得られた無毒性量を基に許容一日摂取量（ADI）を、単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量を基に急性参照用量（ARfD）を、それぞれヒトと毒性試験に供した動物との種差及びヒトの個人差を考慮した安全係数100で除して設定しております。食品安全委員会は、今回設定したADI及びARfDに基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えています。 農薬の登録及び使用に関するご意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省に情報提供いたします。</p>
<p>【意見2】 試験において発がん性が認められた以上、安全面に懸念があります。</p>	

※頂いたものをそのまま掲載しています。